

# 公益社団法人都城法人会

## 令和4年度税制改正要望書

### ・要望事項1

税額控除の操作について、繰越額の古いものから適用するとともにその期間も延長すること。(措法42の6ほか)

#### 【理由】

当期税額基準額が税額控除限度額に満たない場合の金額は、翌期に繰越せることになっているが、翌期においても特定機械等の取得等があった場合に、同じく当期税額基準額が税額控除限度額に満たない場合は、当該年度に取得した資産の控除のみで、前期から繰越された金額は控除されず、切り捨てられることになる。

税額控除が企業の設備投資に対して税制上の支援を行うことを目的とするのであれば、税額控除の繰越額も順次古いものから控除する方が企業の設備投資行動に即した規定といえる。また、設備投資の効果の発現に2年以上要する設備投資については税額控除の恩恵を十分に受けられない可能性がある。したがって、その繰越控除の期間についても、5年程度にまで延長するべきである。

### ・要望事項2

非償却資産である電話加入権を減価償却資産とすること。(法令13)

#### 【理由】

電話加入権は、その価値が時の経過とともに減少しないことや、時価が上下する広範な市場が存在したことから非償却資産とされてきた。しかし加入負担金を不要とする契約形態の普及により加入負担金を要する契約は減少傾向にあり、売買市場はすでに低迷している。

また、電話加入権の対価とされる施設設置負担金は本来、市内交換局から加入者の電話機までの電話網敷設のための費用であり、すでに債務の確定した費用である。税務上、その内容は共同施設負担金に近いものであることから減価償却資産として費用化を認めるのが妥当と考える

### ・要望事項 3

法人の各種届出書等の提出期限を前事業年度の確定申告書の提出期限まで延長すること。(法令 122 ほか)

#### 【理由】

現行法では、法人の青色申告承認申請書、棚卸資産の評価方法、有価証券の評価方法及び減価償却資産の償却方法の変更届出書の提出期限は、設立第 1 期に該当する場合を除き「当該事業年度開始の日の前日まで」とされているが、提出期限を改正しても課税上の弊害や混乱を招くとは特に考えられない。

よって、これらの提出期限を「前事業年度に係る確定申告書の提出期限まで」とすべきである。